

令和 8 年度介護テクノロジー導入支援事業費補助金 事業概要

1. 対象事業所

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全ての介護サービス事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

2. 事業区分

事業区分	概 要																				
①介護テクノロジー	厚生労働省が定める「介護テクノロジーの重点分野（9分野16項目）」に該当し、「福祉用具システム（TAIS）」で介護テクノロジー（※）として選定されている機器。 機器等の導入に付帯する経費（Wi-Fi 環境整備に係る経費や、パソコン・タブレット端末など）は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、補助対象となる。 また、「①介護テクノロジー」区分で申請できる機器は、TAIS コード1つのみとする（同一コードで関連する複数の機器がセット登録されている場合は、同一コードの機種に限り複数機器の導入を認める）。 【追加】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護テクノロジー重点分野</th><th>機器等の例（福祉用具システム（TAIS））</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移乗支援（装着／非装着）</td><td>マッスルスーツ、電動リフト など</td></tr> <tr> <td>移動支援（屋内／屋外／装着）</td><td>歩行車、歩行支援ロボット など</td></tr> <tr> <td>排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）</td><td>排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など</td></tr> <tr> <td>見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）</td><td>ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など</td></tr> <tr> <td>入浴支援</td><td>ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など</td></tr> <tr> <td>介護業務支援（介護ソフト含む。）</td><td>インカム、介護業務支援ソフトウェア など</td></tr> <tr> <td>機能訓練支援</td><td>歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など</td></tr> <tr> <td>食事・栄養管理支援</td><td>嚥下管理センサー など</td></tr> <tr> <td>認知症生活支援・認知症ケア支援</td><td>生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など</td></tr> </tbody> </table> ※ 「福祉用具情報システム（TAIS）」（（公財）テクノエイド協会）で介護テクノロジーとして選定された機器が補助対象（https://www.techno-tais.jp/）	介護テクノロジー重点分野	機器等の例（福祉用具システム（TAIS））	移乗支援（装着／非装着）	マッスルスーツ、電動リフト など	移動支援（屋内／屋外／装着）	歩行車、歩行支援ロボット など	排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）	排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など	見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）	ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など	入浴支援	ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など	介護業務支援（介護ソフト含む。）	インカム、介護業務支援ソフトウェア など	機能訓練支援	歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など	食事・栄養管理支援	嚥下管理センサー など	認知症生活支援・認知症ケア支援	生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など
介護テクノロジー重点分野	機器等の例（福祉用具システム（TAIS））																				
移乗支援（装着／非装着）	マッスルスーツ、電動リフト など																				
移動支援（屋内／屋外／装着）	歩行車、歩行支援ロボット など																				
排泄支援（排泄物処理／排泄予測・検知／動作支援）	排泄物処理便座、排泄予測センサー、トイレリフト など																				
見守り・コミュニケーション（施設／在宅／コミュニケーション）	ベッドセンサー、見守りカメラ、コミュニケーションロボ など																				
入浴支援	ベッド用シャワー、入浴用電動ストレッチャー、バスリフト など																				
介護業務支援（介護ソフト含む。）	インカム、介護業務支援ソフトウェア など																				
機能訓練支援	歩行訓練ロボット、レクリエーションロボ など																				
食事・栄養管理支援	嚥下管理センサー など																				
認知症生活支援・認知症ケア支援	生活リズムに合わせた呼びかけ（自動音声） など																				
②道が認める機器	「TAIS」に掲載されていない機器で、上記「①介護テクノロジー」と機能等が同水準と判断した機器等例）「福祉用具システム（TAIS）」に登録されていない機器、バックオフィスソフト など 道が認める機器で申請できるのは1機種のみとする。【追加】																				
③介護テクノロジーの パッケージ型導入	重点分野「介護業務支援」に該当する機器等と連動することで効果が高まる上記「①介護テクノロジー」又は「②道が認める機器」の機器等を導入する場合に対象。 なお、「介護ソフト」＋「見守り機器」のように連動する機器のほかにも、「移乗支援ロボット」のようにどちらも連動しない機器を併せて導入する場合も、全てパッケージ型導入支援（上限1,000万円）での申請とする。また、既に導入している介護業務支援（介護ソフト・インカム等）と組み合わせで一貫性が実現できる場合もパッケージ型導入で申請が可能とする。【追加】 例）「介護業務支援」に該当する機器 ＋ 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 「介護業務支援」に該当する複数の機器 「介護ソフト」＋「インカム」 「介護ソフト」＋「道が認める機器（連動するもの）」 「介護ソフト」＋「見守りカメラ」＋「電動リフト（連動しないもの）」←この場合もパッケージ型																				
事業区分（「①介護テクノロジー」・「②道が認める機器」・「③パッケージ型導入支援」）のうち、いずれか1区分のみ申請可能とする。 【追加】																					
④業務改善支援	「コンサルティング会社等による業務改善支援」に要した費用を対象																				

3. 基 準 額				
事業区分		概 要		
①介護テクノロジー	◆重点分野「介護業務支援」に該当するソフトを除く。【変更】			
	区 分		基 準 額	
	「TAIS」に介護テクノロジーで選定されている「移乗支援」「入浴支援」「介護業務支援（インカム）」に該当する機器（1台あたり）		100万円	
	上記以外の機器（1台あたり）		30万円	
	◆重点分野「介護業務支援」に該当する介護ソフトの場合【変更】			
	区 分		基準額（機器のみ）	基準額（定着支援）
	・職員数に応じてライセンス料等が変動する場合			
	職員数 1名以上10名以下		100万円	115万円
	職員数 11名以上20名以下		150万円	165万円
	職員数 21名以上30名以下		200万円	215万円
職員数 31名以上		250万円	265万円	
・職員数に応じてライセンス料が変動しない場合			250万円	265万円
居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所で補助年度内に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上記に5万円を加算する。				
②道が認める機器	◆機器1台あたりの補助上限額			
	基 準 額			
	100万円			
	◆1事業所あたりの補助上限額			
	区 分		基 準 額	
	職員数			
	職員数 1名以上10名以下		100万円	
	職員数 11名以上20名以下		150万円	
	職員数 21名以上30名以下		200万円	
	職員数 31名以上		250万円	
※バックオフィスソフトを導入する場合で、居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所で補助年度内に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上記に5万円を加算する。				
③介護テクノロジーの パッケージ型導入	基 準 額			
	1,000万円			
④業務改善支援	基 準 額			
	48万円			

4. 補助要件
① 全事業所は、必ず以下のいずれかを実施すること。 ア コンサルティング会社等による業務改善支援 イ 北海道介護現場業務改善総合相談センターへの相談支援、研修受講、伴走支援のいずれかを活用若しくは道が実施し、本事業の業務改善支援にあたることとした研修（※）又は、厚生労働省が実施する研修の受講 ※対象とする道実施の研修 ・北海道働きやすい介護の職場認証制度（課題別：介護テクノロジー導入と業務改善のための仕組みづくり） ② 施設系・居住系サービス事業所については、令和8年度内（実績報告の期限まで）に「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない）」を設置すること。 ③ 通所系・訪問系・居宅系サービス事業所については、令和8年度内（実績報告の期限まで）に「ケアプランデータ連携システム」の利用（データ連携）すること。 ④ 科学的介護情報システム（LIFE）への登録を行うこと。 ⑤ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。なお、対象外の事業所については、同等の対策を講じていることを宣言すること。